

# 地方独立行政法人京都市立病院機構 平成25年度 年度計画

## 前文

京都市立病院（以下「市立病院」という。）、京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）等を運営する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）は、京都市長の認可を受けた地方独立行政法人京都市立病院機構中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき平成25年度において実施すべき事項等について地方独立行政法人京都市立病院機構平成25年度年度計画を定める。

## 第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 市立病院が提供するサービス

#### (1) 感染症医療

ア 第二種感染症指定医療機関として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により入院が必要な感染症患者を迅速に受け入れる。

また、院内感染防止の観点から、感染防止委員会の取組及び感染制御チーム（ＩＣＴ）による院内ラウンドを引き続き実施するとともに、感染管理認定看護師（ＩＣＮ）を中心とした感染対策リンクナース活動を充実することにより、感染管理の体制を強化するなど、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証する。

また、新館1階に設置した感染症外来を適切に運営し、新型インフルエンザ等の感染症の発生に備える。

イ 病原性の高い新型インフルエンザ等の発生時には、入院治療を行う専門病院として患者を受け入れ、京都市内において中核的な役割を果たす。

ウ 新型感染症などが発生した場合に対応できる医師や看護師等の専門職員を確保するとともに、検査試薬や医薬品、予防接種ワクチンなどについて十分な数量を確保し、流行時にも対応できるように検査体制を整える。

新型感染症の流行時には、平成21年の新型インフルエンザ発生時の経験と実績も生かし、迅速に必要な診療を行う。

#### (2) 大規模災害・事故対策

ア 消防局との連携を一層強化し、ヘリコプターによる緊急搬送を受け入れる。

また、備蓄倉庫の拡充を盛り込んだ本館改修工事を行い、完了させる。

イ 京都市地域防災計画に基づき、京都市との連携の下、災害発生時には迅速に救護班を編成し、救護所を設置する。また、震災等の発生を想定した実践的な訓練及び研修を実施するとともに、京都市との連携の下、

院外での訓練や研修にも積極的に参加する。

緊急時に職員が迅速に参集することができるよう、病院敷地内において、職員宿舎の建替え工事を行い、完成させる。

また、市外における大規模災害の発生時に援助要請に応えられるよう、災害医療派遣チーム（D M A T）の充実を図るとともに、院外・院内の訓練・研修に積極的に参加する。

### (3) 救急医療

ア 関係医療機関等との連携及び役割分担を踏まえ、引き続き、365日24時間救急医療を提供する。新館において機能拡充を図った救命救急部門の円滑な運営の下、より多くの入院患者を受け入れるとともに、可能な限り、救急搬送の受入れを行う。

#### 【関連する数値目標】

事 項	平成25年度目標
救急車搬送受入れ患者数	4,800人
救急車搬送受入れ率	90.0%

イ

(ア) 救命救急機能の拡充に合わせ、救急専任医師の増員をはじめ、必要な職員体制の確保を図る。

(イ) 施設面及び必要な人員の確保により、地域救命救急センターの指定に向けた準備を進める。

ウ 小児救急医療については、引き続き365日24時間小児科医師を配置し、初期救急医療を担う急病診療所や二次救急医療を担う他の病院群輪番制病院との役割分担の下、入院を必要とする小児を可能な限り受け入れる。

また、平成25年度には、京都市急病診療所の第2次後送病院に指定されることから、その役割をしっかりと果していく。

### (4) 周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、合併症妊娠・分娩などのよりハイリスクな母体搬送に対応するとともに、かかる搬送に対応でき、専門的なケアが実践できる人材育成を継続的に実施する。

また、新生児特定集中治療室（以下「N I C U」という。）及び新生児治療回復室（以下「G C U」という。）の効率的な運営を図り、かつ、母子が安心して地域で生活できるよう地域医療機関・児童福祉行政との連携を行い、後方連携の充実を図る。

### 【関連する数値目標】

事 項	平成 25 年度目標
N I C U 受入れ実患者数	42 人

### (5) 高度専門医療

#### ア 地域医療支援病院としての取組

地域医療において中核的な高度急性期医療病院として、地域の医療機関や訪問看護ステーションと連携して症例を中心とした合同カンファレンスを実施し、具体的な連携システムを協働して整備する。

地域の医療従事者向けの研修として、地域医療フォーラム及び地域医療連携カンファレンスを定期的に開催するとともに、その他の研修会等についても、内容、回数の充実を図ることにより、「顔の見える関係」を構築する。

また、市立病院教育プログラムを地域へ公開講座として開放し、地域人材育成の支援を行う。

### 【関連する数値目標】

#### (高度医療機能)

事 項	平成 25 年度目標
手術件数	4, 600 件

#### (地域医療連携)

事 項	平成 25 年度目標
紹介率	55.0%
逆紹介率	84.0%
地域連携クリティカルパス適用件数	120 件

#### イ 地域がん診療連携拠点病院としての取組

##### (ア) P E T – C T 検査の実施により、より精度の高い診断を実施する。

また、地域の医療機関からの検査依頼も積極的に受け入れる。

病理診断については、複数の病理医及び複数の細胞検査士を継続して配置し、引き続き、迅速かつ精度の高い診断を行っていく。

新館の開院に伴い、最適な治療を行えるよう外科的手術、放射線治療、化学療法、血液がんに対する造血幹細胞移植の提供等幅広いがん治療の提供体制を充実させる。

また、手術支援ロボットを用いた低侵襲な外科治療を行い、より質

の高い医療を提供する。

緩和ケアについては、緩和ケア病床の開設後、同病床の質の評価を行い、急性期病院における質的改善を図っていく。

- (イ) 放射線治療装置（リニアック）の2台稼働体制を整備し、高精度照射（定位照射、IMRT及びVMAT）の取組を充実する。また、腔内照射、前立腺がん永久挿入密封小線源治療及びメタストロン注を用いた骨転移の疼痛緩和療法を継続実施する。
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院、他の地域がん診療連携拠点病院、高度専門医療機関、地域の医療機関等とともに、我が国に多い肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんの5大がんについての地域連携クリティカルパスの運用を推進し、連携を強化する。
- また、乳がん検診や子宮頸がんのワクチン接種など京都市が実施するがん予防の取組に引き続き協力していく。

#### 【関連する数値目標】

事　項	平成25年度目標
新規がん患者数	1,200人
がん治療延べ件数	17,000件
化学療法件数	6,200件

#### ウ 生活習慣病への対応

##### (ア) 心臓・脳・血管病への対応

生活習慣病を基礎とした血管病変に対して集学的治療を行うため、手術室、集中治療室において、専門診療科による治療を行う。

心臓、脳、下肢などの全身の血管病変に対して、診療科の枠を超えて連携し、診療を行う心臓・血管病センター及び脳卒中センターを設置し、組織的・計画的な治療を行う。また、心臓外科手術を要する場合は、他の病院と連携する。

血管病変を早期に発見するため、脳ドックの単独検査及びオプション検査を引き続き実施するとともに、利用促進に向けた活動を展開する。

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の体制を強化し、チームとして嚥下障害や言語障害への対応を充実させる。集中的な治療期を経過した患者には、休日も含め切れ目のないリハビリテーションを行うことができるよう、必要な体制の整備を図る。

また、急性期のリハビリテーションを終えた患者は、各種の地域連携クリティカルパスの適用件数の拡大を図ることなどにより、回復期のリハビリテーションを実施する医療機関へ紹介することによりリハ

ビリテーションの効果を高めるとともに、必要な場合には、地域の在宅福祉・介護サービスの提供機関への紹介を行う。

(1) 糖尿病治療

日本全国や海外からも肥満患者を受け入れている実績を生かし、引き続き、肥満外来等で徹底した食事・運動指導等を行う。また、糖尿病患者の診療プロセス及び療養支援プロセスを見直しつつ、糖尿病・代謝内科と他の診療科の連携はもとより、地域の医療機関や薬局との連携の強化にも取り組むことにより、眼、腎臓等の合併症を防ぎ、生活の質を低下させないため、糖尿病治療に取り組む。

エ 小児医療

(ア) 低出生体重児等の割合の増加に対応するため設置したN I C U, G C Uの効率的な運営に向け、運営マニュアルを作成し、システムの評価を行う。

また、合併症妊娠・分娩などのハイリスクな母体搬送に対応でき、専門的なケアが実践できる人材育成を継続的に実施する。

(イ) 京都市内の小児科では2箇所のみである骨髄移植推進財団の認定施設としてこれまでの造血幹細胞移植治療の実績を生かし、無菌室において引き続き白血病等の血液がんに対する造血幹細胞移植を的確に実施していく。

また、長期入院の児童を対象とした訪問教育について、京都市教育委員会との連携の下、市立病院新館に「京都市立鳴滝総合支援学校」の分教室を設置し、教育環境の一層の充実を図る。

オ 専門外来

現在実施している専門外来（女性総合外来、男性専門外来、緩和ケア外来、セカンドオピニオン外来、肥満外来など）を、引き続き、実施する。また、薬剤師等による専門的な相談指導を開始する。

(6) 看護師養成事業への協力

医療の高度化、複雑化、専門化に適切に対応できる看護師の養成に協力するため、京都市と大学等の看護師養成機関との協議内容を踏まえ、看護学生の実習環境を整え、引き続き看護学生の受入れを積極的に行う。

また、臨床実習における学習効果を向上させるため、臨床実習指導者の育成を行う。

(7) 保健福祉行政への協力

社会情勢や地域医療の状況の変化などを踏まえ、医療ソーシャルワーカー（以下「M S W」という。）の体制を充実させ、多職種との連携を強化しつつ、保健医療、福祉医療、医療費支払などの経済問題に関する相談に対して、的確かつ丁寧に応じていく。

感染症の大流行など市民の健康を脅かす危機が生じた際には、京都市の保健衛生行政に必要な協力をう。また、京都市が行う市民の健康づくりの

環境整備に協力する観点から、健康教室「かがやき」や母親教室、糖尿病教室、栄養指導等を引き続き実施する。

(8) 疾病予防の取組

ア 人間ドックについては、脳ドックや肺がんドック、オプション検査を引き続き実施することに加え、PET-CT健診の開始など、更なる機能の充実を図るとともに、必要な検査機器や体制を確保することにより、引き続き、迅速かつ正確な診断を実施し、検査結果を検査当日に説明することで、早期の治療に結び付ける。

特定保健指導については、生活習慣病の予防につながるより効果的な指導を実施していく。

【関連する数値目標】

事　項	平成25年度目標
人間ドック受診者数	3,450人

イ インフルエンザワクチンや子宮頸がん予防ワクチン、海外渡航者向けの各種ワクチンの予防接種等を引き続き実施する。インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン、肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確認状況等を踏まえ適切な対応を行う。

健康教室については、市民の疾病予防の推進、健康増進に寄与できるテーマ選びや関心が高まるような実施方法を工夫しながら、引き続き行っていく。

## 2 京北病院が提供するサービス

(1) へき地医療

ア 京北地域における人口の動向や高齢化の進展などによる疾病構造や市立病院をはじめとする高度急性期病院との役割分担、病床の利用率、医師確保の状況等を踏まえ、適切な入院・外来診療体制を確保していく。

イ 引き続き、患者送迎サービスを実施するなど、利便性を確保するとともに、通院が困難で在宅での療養を行う高齢者に対しては、訪問診療、訪問看護の充実を図る。

【関連する数値目標】

事　項	平成25年度目標
訪問診療件数	880件
訪問看護件数	5,600件

## (2) 救急医療

京北地域における唯一の救急告示病院として、医師等必要なスタッフを確保することにより、初期救急医療を提供する役割を的確に果たす。また、手術や高度医療機器を用いた検査を必要とする患者への対応については、市立病院をはじめとする市内中心部の高度急性期医療機関との連携を図る。

## (3) 介護サービスの提供

### ア 施設介護サービスの提供

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護老人保健施設（29床）において利用者の要介護度や家族の状況など入所者の状態に応じた適切な期間入所できるよう、長期入所・短期入所共に受け入れていく。

### 【関連する数値目標】

事 項	平成25年度目標
長期入所及び短期入所の合計1日平均利用者数	利用者数26人／日 (稼働率89.7%)

### イ 居宅介護サービスの提供

通院が困難な者に対して、そのニーズに対応して訪問看護、訪問リハビリテーションを充実する。また、日常生活の自立を支援するための通所リハビリテーションの機能を充実する。

### 【関連する数値目標】

事 項	平成25年度目標
訪問看護件数（再掲）	5,600件
通所リハビリテーション利用者数	2,400人

## (4) 医療・保健・福祉のネットワークの構築

ア 京北病院の診療体制や日常的な医療・健康に関わる取組などについて、地域組織等の協力を得て、地域の広報誌に京北病院特集を継続して掲載するなどタイムリーな周知・広報を行う。また、健康教室などをはじめ、地域と連携した事業を実施し、地域への積極的な浸透を図る。

イ 医療・保健・福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアを実現するため、京北病院と右京区役所京北出張所との連携を強化する。

医療・保健・福祉サービスを提供する施設のネットワークであるいきいき京北地域ケア協議会に、引き続き参加し、京北病院として活動内容

について積極的に提案を行うとともに、「在宅療養あんしん病院」としての機能を担うことにより、京北地域において地域包括ケアの拠点施設としての役割を果たす。

### 3 地域の医療・保健・福祉サービスの提供機関との連携の推進

- (1) 市立病院は、高度医療機能を充実させるとともに、診療概要を記載した冊子の配付や訪問活動等の取組を通じ、市立病院の特長について地域のかかりつけ医に対し、適切に情報を提供することにより、信頼感を高め、入院や手術を必要とする急性期の紹介患者数の増加を図る。

回復期や慢性期となった患者については、かかりつけ医等への逆紹介、地域連携クリティカルパスの適用拡大、地域医療連携室のMSW等を中心とした円滑な転院及び退院の調整により患者の状態に適した機能を有する病院や介護施設への転院、在宅復帰への支援等を行う。

- (2) 京北病院は、右京区役所京北出張所やいきいき京北地域ケア協議会との情報交換を行い緊密に連携を図ることにより、地域住民のニーズを的確に把握し、入院医療、在宅医療、介護サービスまで幅広いメニューを提供することができる唯一の地域内の病院として、積極的なサービスの提供を行う。また、高度急性期医療の提供については、市立病院との連携及び協力体制の充実を図り、京北地域における地域連携の中心的な役割を果たす。

また、平成25年1月、介護老人保健施設が京都市の福祉避難所に事前指定された。災害発生時には、避難生活において福祉サービスの提供等の配慮が必要な高齢者や障害のある方等を受け入れ、日常生活上の支援及び相談等を行っていく。

### 4 医療の質及びサービスの質の向上に関する事項

- (1) 患者の視点、患者の利益の優先

#### ア 患者中心の医療の提供

地域の疾病動向の把握や医療現場での患者の声、御意見箱での意見や市民モニター、院内ボランティアの活動等を通じて患者ニーズの変化を常に的確に把握し、自治体病院として提供すべき医療の内容を常に検討し、患者の視点を最優先にした医療及びサービスの提供を行う。

#### イ 患者との的確なコミュニケーションに基づく医療

職員は、患者が安心して自分の病状や悩みを説明できるよう常に謙虚な姿勢で、患者の病状や痛み、悩みに耳を傾ける。

また、患者や家族に対して、丁寧に分かりやすく説明し、その内容が十分に理解できるようクリティカルパスの活用や患者参加型看護計画の適用の拡大などを図り、医療従事者と患者の信頼関係の下、患者の同意を得て診療を行うことにより患者の自己決定権を尊重する。

コミュニケーションに係る満足度や説明内容の理解度については、定期的に患者・家族にアンケート調査を実施し、これを公表する。

## (2) 医療の質の向上に関すること

ア 医療専門職の知識・経験の向上を図るため、専門医や認定看護師の資格の取得をはじめ、高度かつ標準的な治療を提供するために必要となる最新の知見の習得や経験の積み重ねを積極的に支援する。

また、薬剤師の病棟に常駐する時間を拡充し、チーム医療において、持参薬、ハイリスク薬等の薬物治療管理を行うことで、医療の質の向上及び医療安全確保を一層推進する。

イ 地域の疾病動向や患者ニーズ、医療機器の稼働状況や耐用年数、新たな医療機器の開発状況、他の医療機関における機器の整備の状況などを考慮し、平成25年度の医療機器の整備計画を策定する。

平成25年度整備予定の高額医療機器について稼働目標等を設定して公表する。

ウ 市立病院においては、医療の質に関する客観的なデータとして収集し、公表している臨床指標について、国や他の医療機関の事例を参考に、引き続き、公表する指標の精査・検証を行う。また、平成23年度に参加したQI（クオリティ・インディケーター）推進事業における他の医療機関のデータを踏まえ、市立病院の分析を行うことにより、更なる医療の質の向上を図る。

エ 医療法に基づく医療機能情報提供制度を通じたインターネットによる基本データの提供や市立病院の臨床指標を公表することなどにより医療の質に関する客観的なデータを公表する。また、市立病院においては、医療機関の機能を客観的に評価する第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構の認定期間が平成26年度に満了する。更新に向けては、本年4月から開始される新たな病院機能評価の内容を踏まえ、改善の取組を組織的に進めていく。

## (3) 安全で安心できる医療の提供に関すること

ア

(ア) 医療安全の確保は、個々の職員の個別的な努力や注意力に依存した取組では限界があることから、市立病院においては、医療安全管理委員会、リスクマネジメント部会を核とした事例検証、対策の立案等により、院内の医療安全を確保し、更に、重大な医療事故発生時には外部の有識者を構成員に加えて、医療事故調査委員会を開催するなど組織的な対応を継続して行う。

(イ) 院内の医療の質を向上させるため、全国的なキャンペーン事業である医療安全全国共同行動に引き続き参加し、本院独自の行動目標である「患者個人情報保護対策」を含む10の行動目標について定期的な評価及び分析を行い、優先度の高いものから改善を進める。

(ウ) また、京北病院においては、引き続き、医療安全管理委員会の設置や事故予防チェックカードの活用などにより安全で安心できる医療を

提供する。

- (イ) 院内感染防止の観点から、感染防止委員会の取組及び感染制御チーム（ＩＣＴ）による院内ラウンドを引き続き実施するとともに、感染管理センター（仮称）を設置し、感染管理認定看護師（ＩＣＮ）を中心とした感染対策リンクナース活動を充実することにより、感染管理の体制を強化するなど、院内感染を防止するために必要な方策を常に検証する。

また、院内感染防止に係る地域連携を目的に、他施設との連携カンファレンス及び相互評価作業を継続して実施する。

- (オ) 引き続き、医療安全管理マニュアルや医療安全の要点をまとめたスタッフハンドブックを必要に応じて改訂する。

イ

- (ア) 医療事故は、複合的な要因によって起こる場合が多く、事故に至った要因を組織的に、把握、分析し、事故要因を取り除いていくことが重要である。医療安全レポートの迅速な提出を引き続き義務付け、発生したインシデント事例やアクシデント事例について、重点指向・プロセス指向に基づき背景要因の分析を行い、対策を実施し、その評価を行うことにより、継続的な改善に取り組む。

- (イ) インシデント及びアクシデントの報告については、引き続き、公表基準に従って公表することにより医療安全の風土づくりを進める。

- (ウ) 職員の医療安全に対する知識を深め、安全な医療を提供するため、医療安全に関するより効果的な教育を実施する。研修内容、実施回数等を再編した研修計画を定め、職員研修会を開催するとともに、研修会の受講意欲を向上させるため医療安全管理研修制度を継続する。

また、医療安全推進月間や医療安全週間の取組として病院全体や各部門ごとに研修会を開催する。

#### (4) 患者サービスの向上に関するこ

- ア 法人が提供する医療は、疾病への対応だけではなく、患者や家族の苦痛や不安に対して誠意を持って対応する患者中心のサービスの提供であることを職員に徹底する。

また、職員の接遇・応対についての研修計画を毎年度策定し、実施するとともに、引き続き入院患者へのアンケートを実施するなど、各部門において、接遇・応対の自己点検を実施する。

- イ 施設面での快適性や利便性の確保、患者の療養環境向上に向け設置した売店、食堂、患者図書室については、特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）により適切な運営が行われるよう、ＳＰＣ及び協力企業の業務進行状況の確認、評価を確実に行い、患者サービスの向上を図る。

また、再診予約患者のうち、回復期や慢性期となり、かかりつけ医への逆紹介が可能な方については、早期に逆紹介を行うことなどにより、

医師ごとの1日当たりの予約患者数の適正化を図り、待ち時間を短縮する。

とりわけ、地域医療連携の観点から高度急性期医療を担う市立病院においては、地域の医療機関から紹介を受けた初診予約患者については、できるだけ待ち時間なしで予約時刻に診察を開始する。

ウ 患者満足度調査については、医療サービス全般を対象とした項目について、年間2回以上定期的に調査を行い結果を公表するとともに、その結果に基づいて必要な改善策を講じ、患者サービスの向上を図る。また、市民からの意見を整備運営事業に反映させる機会として、この調査を活用していく。

#### (5) 情報通信技術の活用

市立病院においては、電子カルテ内の診療情報をより有効に活用するためには、総合情報システムについて病院業務の変更に適宜対応し、本館改修後のリニューアルオープンに向けたシステムの運用体制を構築する。

また、市立病院における総合情報システムや京北病院におけるオーダリングシステムを活用し、リアルタイムで共有できる情報の範囲を拡大し、医師の指示等を迅速・正確に伝達することや、転記ミス等のヒューマンエラーを低減することにより、医療安全の更なる向上を図る。

### 5 適切な患者負担についての配慮

中期計画の第10に掲げるとおり、誰もが公平な負担で、必要かつ十分な医療を受けることができるよう、適切な料金に関する規程を定め、適正にこれを実施する。

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業務運営の改善に係る仕組みづくり

(1) ホームページ、郵送、電話、御意見箱などを通じ、患者、市民、職員等の意見を真摯に検討したうえで取り入れ、P D C Aサイクルを確実に実行することにより、医療の質や患者サービスの向上を図る。

(2) 職員の経営参画意識と志気の高揚を図るため、理事会における議論など、病院経営に関する情報、課題等を定期的に職員に周知するとともに、個々の職員が経営状況や病院の業務運営上の課題を理解し、自主的に改善に取り組む組織風土を醸成する。

また、法人独自の職員提案制度を活用し、職員の業務改善等に係る提案や取組を奨励するとともに、優秀事案については、積極的に評価し表彰する。

### 2 迅速かつ的確な意思決定を行うことができる組織の構築

(1) 市立病院及び京北病院の一体的かつ効率的な経営を図るために設置した経営企画局の理念と機能を維持しつつ、事務部門の再編を図るとともに、医療環境の変化や市民の医療ニーズに的確に応じられるよう、弾力的に組織の

見直しを行う。

- (2) 役員と職員の間の円滑な意思疎通を図るため、理事会の開催状況など、役員の活動について、常に職員が把握できるよう、院内情報システムを活用して周知する。

また、各部門からの業務運営に関する報告や提案を奨励するとともに、優秀事案については、積極的に評価し表彰することで、職員の業務改善、職務遂行への意欲向上を図る。

- (3) 企画戦略機能を強化し、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自律的・弾力的な病院経営を実施するため、引き続き、優秀な職員を確保するとともに、研修への参加などにより病院運営に係る能力の高い職員を育成して経営能力等を強化する。

- (4) 個々の職員の担当業務を明確にし、法人として決定された事項に係る各部門や各職員への伝達方法を統一するとともに、指揮命令系統を有効に機能させる。また、指揮命令系統に支障が生じていないか常に確認を行う。

指揮命令内容を確実に実行していくため、管理職員等のマネジメント能力を高める。

- (5) 監事及び会計監査人による監査の活動範囲と内容を明確にし、独立・公正な立場で業務遂行ができる体制を確立し、監査の報告とフォローアップを的確に実施する。

### 3 医療専門職の確保とその効率的な活用

- (1) 医療専門職の確保とその効率的な活用

ア 広報活動を強化し、人材を確保するとともに、地方独立行政法人の特徴を生かし、従来の定数管理や職員募集の枠組みにとらわれず、病院運営に係る経験者や両病院の役割に応じた能力・知識を有する職員を適時に採用する。

市立病院については、高度急性期病院としての医療機能を最大限に發揮するため、専門研修への参加機会の拡充、専門性向上のための資格取得等の奨励・支援体制の充実等により、専門性の高い、優秀な医療専門職を確保する。

京北病院については、へき地医療の提供及び介護老人保健施設における介護サービスの実施に必要な職員を安定的に確保する。

また、障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた法定雇用率を達成できるよう、「身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画」に沿って、取り組んでいく。

イ チーム医療を推進するため、多職種によるカンファレンスの充実を図るとともに、各医療専門職、各診療科が有機的に連携し、総合的な診療体制を構築する。栄養サポートチーム、呼吸ケアチーム、じょくそう褥瘡対策チーム、感染対策チーム、緩和ケアチームなどを引き続き設置するとともに、

迅速、高度なチーム医療の提供体制を拡充する。

また、その中心的役割を果たす医療専門職を積極的に養成することにより、チーム医療を一層推進する。

## (2) 医師

### ア 市立病院

高度急性期医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化や学会への参加機会の確保など教育研修の充実により、優秀な医師の育成、確保に取り組む。

また、臨床研修医の受入れについては、引き続き臨床研修医にとって魅力ある臨床研修プログラムを実施することにより、教育研修体制の充実を図るなど、引き続き優秀な臨床研修医を十分確保する。

### イ 京北病院

大学等関係機関との連携の強化や、医師会、全国自治体病院協議会等を通じた公募の実施などにより、総合的な知識と経験を有する医師を確保する。

また、引き続き市立病院との連携による応援体制を確保する。

### ウ 他職種との適切な役割分担

医師の負担の軽減により、医師確保と定着化を促進するため、医師事務作業補助者（医療クラーク）の体制を拡充するとともに、医療クラークの能力向上に努める。

看護師、医療技術職などの医師の支援体制を強化するとともに、専攻医を含む医師の増員を図る。

## (3) 看護師

### ア 入院患者の重症度や看護必要度を常に把握し、適正配置について、検証する。

また、看護師確保・定着プロジェクトとして、就業フェアへの参加や広報活動の実施など、人材確保に向けた活動を積極的に展開する。

子育てに関する休暇等の各種制度の利用の促進や育児のための短時間勤務制度の適用、また、ワークライフバランスに配慮した柔軟で多様な勤務体系の導入など、働きやすい環境づくりを進め、必要な人員を確保する。

### イ 臨床実践能力の向上を目指して平成24年度に見直した教育プログラム（※）を実施し、方法、内容、効果について評価を行う。

また、その他の独自の認定制度や看護研修発表会、習熟レベルに応じた臨床実践能力向上のための計画的な教育及び育成に係る取組についても継続して実施する。

※ 看護師ラダー教育プログラム、緩和エキスパート認定を再構築したがん看護実践教育プログラム、静脈注射実施認定、新人OJT必須教育マトリックス

ウ 夜間における病棟ごとの医療安全の確保のために必要な体制を検証し、それに応じた適正な人数の看護師を引き続き配置する。

#### 4 職員給与の原則

職員の職務、職責、勤務成績や法人の業務実績等に応じた給与制度の検討など、職員の努力が報われ、働きがいを実感できる仕組みづくりを進めるとともに、職員の給与は、常に社会一般の情勢に適合したものとする。

#### 5 人材育成

##### (1) 専門知識の向上

ア 市立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、院内の教育研修機能を充実させ、計画的に実施し、医療に関する専門性の向上を進める。

イ より高度な医療技術を習得するための院外の学会、研修会等への参加機会を確保し、医療従事者の技能と意欲の向上を図る。

また、市立病院の運営の下、第52回全国自治体病院学会が京都で開催される。各種シンポジウムや分科会を通じて自治体病院の使命、役割について議論を深めるとともに、自治体病院間の交流機会を提供する。

ウ 指導医、専門医、認定看護師等、市立病院の医療機能向上のため必要な資格取得の支援を行う。

エ 認定看護師については、緩和ケア（2名）、乳がん、感染管理、新生児集中ケア及び脳卒中リハビリテーションに係る認定看護師を確保する。これにより、認定看護師14名、専門看護師2名の体制となる。

また、認定、専門看護師の活動範囲を広げ、組織全体の看護の質向上と質の評価に取り組む。

オ 合同研修会への参加やメディカルラリーの開催など、他の医療機関との交流を積極的に進める。

カ 京北病院においては、介護老人保健施設としての業務に係る専門知識の習得のため、外部研修への参加を進めるとともに、病院内部においての研修を実施する。

##### (2) 医療経営、医療事務に係る専門知識の向上

法人の経営管理を担当する経営企画局において、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案するため、病院経営に精通した事務職員を採用・育成するとともに、診療報酬事務など医療事務に係る専門研修への参加の促進、外部の専門家の支援などを通じて、職員全体として、事務遂行能力の底上げを行う。

(3) 病院事業の根本となる理念の更なる共有化を図り、人事評価制度の適切な運用をとおし、個々の職員の業務に対する意欲や目的意識を向上させる。

#### 6 人事評価

人材育成、人事管理に活用するため構築した人事評価制度について、公正、客観的に運用していく。

職員の意欲を高め、更なる能力を引き出すため、職員の能力、勤務実績について、長所や努力を積極的に評価することのできる制度とし、オープンな評価基準に則した公平な評価を行う。

また、評価結果については、人事評価制度の趣旨を踏まえ、適切に活用する。

## 7 職員満足度の向上によるサービスの質の向上

(1) 次のような取組を通じて、すべての職員が誇りを持って職責を果たすことができる環境を整え、市民サービスの向上につなげる。

ア 一般事業主行動計画に基づき、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるとともに休暇取得率の向上に取り組む。

イ 安全衛生委員会の定期開催や産業医による巡視の実施等を通じ、労働安全衛生に係る取組の充実を図る。

ウ メンタルヘルス対策も含め、職員の健康の保持増進に取り組み、快適な職場環境づくりを進める。

エ 一般事業主行動計画に掲げた取組の一環として作成した「仕事と子育て両立支援ハンドブック」を活用して、仕事と子育ての両立を支援する職場づくりを推進する。

併せて、子育てに関する休暇等の各種制度の利用の促進や、育児のための短時間勤務制度の適用、ワークライフバランスに配慮した柔軟で多様な雇用形態や勤務時間の設定など、働きやすい環境づくりを進めていく。

オ 日常的にコミュニケーションの取りやすい職場をつくるため、研修の実施などにより管理職員の意識の高揚を図る。

カ 法人独自の職員提案制度を活用し、職員が業務の改善提案などの意見を提案することを奨励するとともに、優秀事例については、積極的に評価し表彰することで、職員の業務改善、職務遂行への意欲向上を図る。

また、職員間において業務にかかる情報共有の場を確保し、職場内のコミュニケーションの活性化を図る。

キ 職員の努力や業務実績を把握し、人事管理に適切に反映させる。

(2) 法人職員としての働きがいなど、職員の満足度にかかる調査を実施する。調査結果については患者満足度と併せて的確に分析し、公表するとともに、法人として取り組むべき課題を抽出し、対策を講じる。

## 8 ボランティアとの協働や市民モニターの活用

より快適な市民目線でのサービス提供に向け、ボランティア制度に関し、活動環境の整備を図るため、ボランティアルームを設置し、ボランティアと職員の協働により、取組を実施する。

サービス向上の取組の一環として導入した市民モニター制度の下、モニター活動を実施し、その意見を踏まえた病院運営を行う。

### 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 収益的収支の改善

次の取組を推進することにより、法人全体及び各病院単位とともに、経常収支で単年度黒字を確保する。

##### (1) 収益の確保

ア 各診療部門や看護部門等の連携により、効率的な病床運用を実施するとともに、診療科別や病棟別の病床の稼働状況から、より効率的な運用体制の検討を行うことで、病床利用率の向上を図る。

イ 病診連携（市立病院と診療所との間の連携）及び病病連携（市立病院と他の病院との間の連携）の強化をはじめとする地域医療連携の推進によって、地域からの信頼感を高めつつ、より高度な医療を必要とする急性期の紹介患者を増加させるとともに、救急部門の機能拡充に合わせ、より多くの救急搬送を受け入れることで、診療報酬単価及び患者数の増加を図る。

ウ 医事業務に精通した職員を採用・育成することにより、診療報酬・介護報酬改定に迅速かつ適切に対応するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止を図る。

エ 未収金発生防止マニュアル及び未収金回収マニュアルに基づき、分割納付者、高額未納者に対する管理を徹底するとともに、少額訴訟等の法的措置を含む適切な未収金対策に取り組む。

#### 【関連する数値目標】

項目	平成25年度目標	
	市立病院	京北病院
経常損益	28百万円	2百万円
入院	一般病床利用率	88.5%
	延べ患者数	173,401人
	実患者数	12,320人
	診療報酬単価	54,396円
外来	延べ患者数	294,782人
	診療報酬単価	11,303円

(注) 一般病床利用率は、結核病床及び感染症病床を含まない数値である。

項目	平成25年度目標
	京北介護老人保健施設
稼働率	89.7%
延べ入所者数	9,490人
介護報酬単価	14,535円

## (2) 適正かつ効率的な費用の執行

ア 人件費比率の目標を引き続き設定し、医療の質の向上や医療安全の確保などに十分配慮したうえで、診療収入の増収及び時間外勤務手当の縮減等に取り組む。

### 【関連する数値目標】

項目	平成25年度目標	
	市立病院	京北病院
人件費比率	54.3%	76.6%

(注) 人件費比率は、給与費／医業収益（総務省が定めた基準に従い、運営費交付金の一部のみを算入したもの）

イ 診療材料等の調達においては、SPCに全国の取引実態を踏まえた卸業者との価格交渉等を行わせることにより、多くの病院における調達の実績を有するSPCの協力企業のノウハウを活用する。併せて、法人において、その内容を適切にチェックすることで、安定的に診療材料等を確保するとともに、材料費の節減を図る。

ウ 医療上の必要や医療安全に配慮しながら、医薬品の採用品目数の縮減や、後発医薬品の採用品目数の増加に取り組み、材料費の節減を図る。

### 【関連する数値目標】

項目	平成25年度目標	
	市立病院	京北病院
医薬品採用品目数	1,250品目	630品目
後発医薬品採用品目率	25.0%	25.0%

## (3) 運営費交付金

政策医療を着実に実施するに当たり、不採算となる金額を運営費交付金として受け入れる。一方で、政策医療に係る経費の節減を図る。

本計画に計上する運営費交付金の内訳は、感染症医療、災害時医療、救急医療等の政策医療に係る経費及び高度医療等の不採算経費について、国が定めた地方公営企業繰出金に関する基準に準じたものとする。

運営費交付金の考え方は、上記基準と同様である。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当する運営費交付金については、料金助成のための運営費交付金とする。

## (4) その他

中間決算を踏まえた経営分析を実施するとともに、部門別収支の管理・分析手法の導入を段階的に進め、より的確な経営判断を行っていく。

## 2 安定した資金収支の実現

1に記載した取組に加え、中期計画の期間である4年間の設備投資計画に基づく投資や、計画的な職員採用を行うことにより、設備投資に係る京都市からの長期借入金以外の借入れを行うことなく法人を運営する。

## 3 経営機能の強化

- (1) 診療報酬等の改定や患者の動向を踏まえた機動的な対応を行うため、優秀な職員を確保するとともに、より円滑な業務の遂行が可能となるよう組織の見直しを行い、経営企画機能を強化する。また、理事長の決定を補佐する理事会を定期的に開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う。
- (2) 職員一人一人が経営状況や問題点及び責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化を図る。理事長及び院長等の管理監督職員がリーダーシップを発揮し、職員に適切な目標を付与するとともに、目標達成度の評価を行う。

## 4 資産の有効活用

建物や医療機器などへの設備投資については、あらかじめその目的、稼働目標及び費用対効果を明確にし、結果については法人内の専門委員会において評価を行う。また、資産の活用状況を定期的に調査して検証することにより、資産の遊休化を回避し、資産の有効活用を図り、効率的かつ効果的な病院運営を行う。

# 第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

## 1 市立病院整備運営事業の推進

- (1) 市立病院整備運営事業の着実な推進に向け、本館改修を行い、完了させるとともに、職員宿舎や外構等の工事に着手する。
- (2) 医療周辺業務及び維持管理業務について、SPCによるトータルマネジメントの下、業務間の連携を密に行うことで、効率的な病院運営を目指すとともに、患者サービスの向上を図る。
- (3) 医薬品等の調達業務について、SPCに十分な価格交渉を行わせるとともに、同種同効品の集約や切替え等について提案を求め、価格削減を図る。  
また、SPCが行う病院経営・運営に関する調査分析の結果や報告などを踏まえ、診療報酬の積極的取得、人間ドックの利用の拡大などにより収益の増大につなげる。
- (4) 効率的で実効性のあるモニタリングを担保するため、SPCに対し、的確なセルフモニタリングを行わせる。

法人が設置するモニタリングのための委員会においては、SPCが行う各業務の運営状況、課題等の情報共有を十分に図りつつ、SPCの業務遂行状況の確認、評価を確実に行う。また、法人とSPCは、事業運営のパートナーとして、医療環境の変化に応じた事業改善に協働して取り組み、市民に提供する医療サービスの質的向上につなげる。

## 2 コンプライアンスの確保

(1) 医療法をはじめとする国の法令並びに京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例をはじめとする法人に適用される京都市の例規を遵守する。これを実現するため、関係法令等の改廃、社会情勢の変化等に応じて、病院内ルールの点検、確認を行い、不備や無駄があれば速やかに改善する。

(2) 役職員に対しコンプライアンスに関連する研修を実施する。

京都市情報公開条例の遵守を通じて情報の公開に適切に対応する。

法人内部におけるコンプライアンス確保の仕組みが最大限機能するよう、次に掲げる規程の適正な運用等を行い、法令及び院内ルールの遵守の徹底を図る。

① 理事会の適正な運営に係る規程、監事による監査の適切な実施に係る規程を適正に運用する。

② コンプライアンス研修を実施する。

また、法人外からのチェックを可能とするため、地方独立行政法人法においては公開が義務付けられていない法人の会計規程や契約規程、理事会の開催状況、監事の監査の結果等についても法人のホームページを通じて公開する。

## 3 戦略的な広報とわかりやすい情報の提供

(1) 広報については、広報計画を策定し、より効果的な活動を計画的に行う。また、医療サービスや法人の運営状況に係る情報等を、市民に対して分かりやすくお知らせするために、ホームページの内容及びデザインを充実させる。また、関係医療機関等については、訪問活動の実施により、病院の診療内容の周知にとどまらない、両者の連携の強化を図るなど、目的や対象に応じた広報活動を展開する。

(2) 中期計画に定めた医療の質や経営に関する指標について、実績の経年変化や目標の達成度を明示し、他の類似医療機関との比較等に基づく分析を行うなど、正確で分かりやすい情報を提供する。

(3) 職員が中期目標を達成するために必要な業務改善を適切に行うことや業務改善に係る意欲を向上させるため、病院経営に関する情報、課題等を、管理職員を通じる手法や直接個々の職員にメール等を通じて周知するなどの手法により適切に職員に伝えることにより、情報の共有を図るとともに、個々の職員に法人の運営状況を正確に理解させ、法人の意思に沿った適切な行動に結びつける。

## 4 個人情報の保護

すべての職員に個人情報を保護することの重要性を認識させるため、個人情報保護についての研修を定期的に実施する。電子カルテシステム内の診療情報の保護については、個人情報の取り出し制限等の管理を徹底するとともに、情報漏えいの原因となり得る小型大容量記録媒体については、病院が管理する貸出用USBメモリの使用に限定し、職員への貸出前には研修を受講させる。サ

一バ室への入退室記録の管理の継続実施などにより、情報機密室への入退室管理を引き続き徹底する。

また、法人は京都市個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の保護に關し、京都市と同様の必要な措置を講じることとする。

## 5 関係機関との連携

- (1) 医療の提供に当たっては、京都市の保健衛生担当部局、消防局等との連携を密にし、新興感染症の流行等の健康危機事案への対応、地域保健の推進又は救急搬送受入れを積極的かつ的確に行う。
- (2) 市立病院、京北病院及び京都市のみでは対応が困難な大規模な健康危機事案や高度な医療の提供に際して適切な役割を果たすことができるよう、大学病院その他の市内主要病院、広域的な医療を担う医療機関、国及び京都府との連携を図る。
- (3) 新たな医薬品・医療機器等の開発に当たって必要となる、臨床試験に関する資料の収集に可能な限り協力するとともに、治験業務の拡充を図る。治験管理室の新設を盛り込んだ本館改修工事を行い、完了させる。また、医学の発展に必要な新たな治療法の開発や既存の治療法の検証に協力する。

## 6 地球環境への配慮及び廃棄物の減量、省資源・省エネルギーの推進

地球環境に配慮し、温室効果ガス等については、環境負荷の少ない機器の導入、各種機器の効率的な使用、公共交通機関の積極利用などにより排出抑制に取り組む。

また、廃棄物については、分別の徹底やリサイクルの推進により減量に取り組む。

省資源・省エネルギーについては、高効率機器の導入、機器の効率的な運転管理の実施等により資源・エネルギー消費量の削減に取り組む。

### (1) 温室効果ガスの排出抑制

温室効果ガスについては、京都市地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画書制度を遵守するとともに、市立病院では同条例に基づく環境マネジメントシステムを導入し、当該システムにおける目標を達成するための取組を推進することで、単位床面積当たりの排出量を抑制する。

### (2) 廃棄物の減量

廃棄物については、市立病院について、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、分別の更なる徹底とリデュース、リユース、リサイクルの更なる推進等により、単位床面積当たりの事業系一般廃棄物の排出量を抑制する。

### (3) 省資源・省エネルギーの推進

エネルギーについては、市立病院について、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、設備機器の高効率化や適切な運転管理等により、単位床面積当たりのエネルギー消費量の減量を図る。

また、震災発生等によりエネルギー供給不足が見込まれる場合には、医

療・サービス等の提供に支障をきたさない範囲で、節電等の取組に協力する。

【関連する数値目標】

(市立病院)

項目	平成25年度目標
単位床面積当たりの温室効果ガス排出量 [CO <sub>2</sub> 換算 kg/m <sup>2</sup> ]	149.7
単位床面積当たりの事業系一般廃棄物排出量 [kg/m <sup>2</sup> ]	10.79
単位床面積当たりのエネルギー消費量 [MJ/m <sup>2</sup> ]	3,334

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 平成25年度予算

(単位：百万円)

区分		金額
収入	営業収益	14,874
	医業収益	13,422
	介護収益	209
	運営費交付金	1,212
	その他営業収益	31
	営業外収益	1,028
	運営費交付金	711
	その他営業外収益	317
	資本収入	2,846
	長期借入金	2,838
支出	その他資本収入	8
	計	18,748
支出	営業費用	14,413
	医業費用	13,876
	給与費	7,623
	材料費	3,021
	経費	3,150
	研究研修費	82
	介護保険事業費用	196
	給与費	147
	材料費	5
	経費	44
	研究研修費	0
	一般管理費	341
	給与費	242
	経費	99
	営業外費用	294
	資本支出	3,784
	建設改良費	2,885
	償還金	899
	計	18,491

(注) 平成25年度中の給与改定、物価の変動等は、見込んでいない。

(人件費の見積り)

平成25年度中の総額として8,012百万円を見込む。

なお、この金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の額の合計である。

## 2 平成25年度収支計画（損益計画）

(単位：百万円)

区分		金額
収 益 の 部	営業収益	15,049
	医業収益	13,419
	介護収益	207
	運営費交付金収益	1,212
	補助金等収益	88
	資産見返補助金等収益	92
	その他営業収益	31
	営業外収益	916
	運営費交付金収益	711
	その他営業外収益	205
計		15,965
費用 の 部	営業費用	15,339
	医業費用	14,791
	給与費	7,477
	材料費	2,878
	経費	3,028
	減価償却費	1,330
	研究研修費	78
	介護保険事業費用	206
	給与費	147
	材料費	5
	経費	41
	減価償却費	13
	研究研修費	0
	一般管理費	342
	給与費	241
	経費	94
	減価償却費	7
営業外費用		596
計		15,935
経常損益		30
臨時損失		△ 20
純損益		10

### 3 平成25年度資金計画

(単位：百万円)

	区分	金額
資金 収入	営業活動による収入	15,191
	診療業務による収入	13,618
	運営費交付金による収入	1,212
	その他業務活動による収入	361
	投資活動による収入	711
	運営費交付金による収入	711
	その他の投資活動による収入	0
	財務活動による収入	2,846
	長期借入れによる収入	2,838
	その他の財務活動による収入	8
前年度からの繰越金		221
	計	18,969
資金 支出	営業活動による支出	14,707
	給与費支出	8,012
	材料費支出	3,026
	その他の業務活動による支出	3,669
	投資活動による支出	2,885
	有形固定資産の取得による支出	2,885
	その他投資活動による支出	0
	財務活動による支出	899
	長期借入金の返済による支出	116
	移行前地方債償還債務の償還による支出	783
	その他の財務活動による支出	0
	次年度への繰越金	478
	計	18,969

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

1, 650, 000千円

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

病院施設の整備及び医療機器等の購入に充てる。

第9 地方独立行政法人京都市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
病院施設、医療機器等 整備	総額 2, 885百万円	京都市からの長期借入金等

2 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、組織及び職員配置の在り方を常に検証し、必要に応じて弾力的な見直しを行う。